

令和8年3月12日

四万十町議会議長 緒方 正綱 様

産業建設常任委員長 山本 大輔



### 委員会審査報告書

本委員会に付託をされた議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

議案番号	議 案 名	審 査 の 結 果
令和7年 議案第95号	四万十町景観条例について	原案可決 (全会一致)

□産業建設常任委員会

令和8年第1回定例会 委員会審査経過報告書

審査日：令和8年1月29日（木）（総務常任委員会との連合審査会）

令和7年議案第95号（令和7年12月3日付託）

（1）件名 四万十町景観条例について

（2）説明者 企画課 課長 富田努

四万十川振興室 室長 津野史司 主任 西内隆朗

建設課 課長 下元敏博 副課長 吉村紀一郎 係長 桑瀬  
正一

（3）改正要旨

四万十町景観計画の変更に併せて、根拠法令である四万十町景観条例（平成20年四万十町条例第27号）を改正するもの。改正にあたり、条文を大幅に変更、加筆及び削除する点が多いため、本条例の全部が改正された。

（4）主な改正内容

四万十川流域5市町（四万十市、四万十町、中土佐町、津野町、梶原町）で共通する条項については、ある程度足並みをそろえるとともに、景観法（平成16年法律第110号）の規定との重複や差異等がある条項について、法の規定に沿った内容に訂正し、条例全体の体裁が整えられた。

また、届出対象行為の規模については、四万十川流域5市町と区域区分ごとに統一し、その具体的な数値が四万十町景観条例施行規則（平成20年規則第32号）に位置づけられた。

（5）審査意見

○四万十川の景観が竹の繁茂などにより損なわれている、条例の目的に沿った景観の形成に努めてもらいたい。

○これまでの枠組みに囚われず時代の変化に対応した条例の制定を求める。

○審査を踏まえ、本委員会としては、四万十町景観条例の改正は本町の良好な景観を保全し、将来にわたり魅力ある地域づくりを進めるうえで必要かつ妥当なものであると判断した。

（6）審査結果

産業建設常任委員会に付託された「四万十町景観条例について」は全会

一致で可決となった。